2011.10 秋

発行 ワールドインシュアランスグループ
東京・大阪・神戸・岡山・福岡
OFFICIAL WEBSITE　http://www.worldins.co.jp

ワールドニュース アンブレラ 2011年10月号 目次　201165

東北地方太平洋沖地震に学ぶこと

2011年3月11日（金）午後2時46分に発生した東北地方太平洋沖地震は、三陸沖の深さ24kmを震源とした地震で、地震の規模を示すマグニチュードは9.0を記録し1923年関東大震災の45倍、1995年阪神·淡路大震災の1,450倍のエネルギーが放出されたといわれており、日本国内において観測史上最大の地震であるとともに世界でも2004年スマトラ島沖地震以来の規模を観測しました。この地震による人的被害は死者15,735人、行方不明者4,467人、負傷者5,924人に上っており、外国人の被害も死者2人、行方不明者5人を数えています。（2011年8月28日現在、警察庁発表）

また、本震および余震により、震源に近い地域では大きな地殻変動が発生し、東北太平洋側の海岸が一部沈没し、津波によるものと地盤沈下によるものを合わせた浸水面積は、青森県から千葉県までで合計561km²に達しました。海岸線の沈没により、一部自治体の面積が減少し将来的に地図の書き換えが必要になると考えられていますが、国土地理院は被災地に配慮し地図の書き換えは当面行わないとしています。自然災害による面積の変更は例がないということです。また、この地震によって地球の自転がわずかに速くなり、1日の長さが100万分の1.8秒短くなりました。

この地震では、従来東北地方沖で想定されていたものとかけ離れた規模の地震が発生したことにより、中央防災会議の専門調査会はこの地震を教訓として、これまで過去の文献などから確実に地震の全体像がわかった切迫性のある地震だけを考慮して想定を行ってきた手法を改め、これからは確度の低いものでも考えうる最大の被害を想定することを求めています。また、この地震による津波が防潮堤を超えて甚大な被害をもたらしたことから、津波のレベルとして住民の避難を柱にした総合的な対策を取るべき最大規模の津波と、防潮堤などで浸水を防げる比較的頻度の高い津波の2つを想定する必要があるとしました。

今後30年以内に発生する確率がさらに高まった同じ海溝型の東海地震、東南海地震、南海地震に対して、東北地方太平洋沖地震の教訓から得た新しい防災対策が活かせることを願ってやみません。

ワールドインシュアランスエージェンシー株式会社（大阪）
取締役会長　泉 能之

近年の国内PL訴訟動向

株式会社損害保険ジャパン／NKSJリスクマネジメント株式会社　リスクエンジニアリング事業本部　主任コンサルタント　**小林 通也**

❶はじめに

　近年、重大な製品事故にまつわり、製品使用者（被害を受けた消費者等）と製造／販売等を行う企業との間でトラブルが増えおり、トラブルの根源ともいえる重大な製品事故も、消費生活用製品だけで、年間1,000件以上報告されています※1。また、独立行政法人　国民生活センター※2の調べでは、日本国内において製造物責任法※3に基づく訴訟が135件（2010年11月10日までの提訴数）に達しており、法廷において、こうしたトラブルの解決が図られるケースが増えてきました。こうした現状を踏まえると企業にとって、製造物責任法にまつわる訴訟リスクは重要な管理対象の一つであるといえます。

年度別 重大製品事故の報告件数

※独立行政法人 製品評価技術基盤機構（NITE）発行「NITE製品安全業務の概要」のデータをもとに作成

❷近年のPL訴訟とそのポイント

　今回は、これまで報告されている国内製造物責任訴訟の中から、特徴的な事例を取り上げ、製造物責任にまつわる訴訟リスクの実態を考えてみたいと思います。

日用製品

ケース1　自転車

　本案件はイタリアの老舗自転車メーカーが、日本企業A（輸入業者として本件被告）に製品ライセンスを付与し、この企業が別の日本企業Bに対して販売権を付与、さらに、この日本企業Bが、「製品企画、製造者選定」部分を日本企業Cに、「自転車組立」部分を台湾企業Dに、「サスペンション組立」部分を台湾企業Eに任せていたという、非常に複雑なサプライチェーンのもとで発生しました。

　このような海外をまたがるサプライチェーンにおいては、製品安全に関する責任体制が不明確になってしまう場合があり、製造物責任の視点では、複雑なサプライチェーンはリスクを増大させる要因の一つといえます。（表1参照）

表1：自転車にまつわるPL訴訟事例

事件概要	自転車で走行中に、前輪フロントフォークのサスペンション部分が脱落したため、転倒。この事故により、重度四肢麻痺の後遺症が残った。
原告	男性とその妻
被告	自転車輸入業者
原告主張	サスペンションに接続していたスプリングが腐食して折れたため、走行中、前輪が本体のサスペンション部分から脱落し事故につながった。
一審提訴日	平成22年4月5日
裁判所	東京地裁
原告請求額	1億6,379万円

ケース2　携帯電話

　本件は、携帯電話をポケットに入れたままコタツに入っていたところ、発熱し、低温やけどを負ったとするものです。メーカー視点では、「使い方に問題はないか？」といった主張があり、消費者視点では「実態としてそうした使い方もある」という主張があるかと思われます。本件については最終判断が待たれるところですが、一般論として、メーカー企業も製品の実態としての使用環境を想定した製品安全への取り組みが、社会から要請されているといえます。なお、二審では「この携帯電話は“通常有すべき安全性”を欠いており、欠陥があるといえる」「取扱説明書の警告表示は不十分」と指摘がなされていることから、「本質安全設計※4」や「適性警告表示」の重要性を示唆する事例ともいえます。（表2参照）

表2：携帯電話にまつわるPL訴訟事例

事件概要	携帯電話をズボン前面ポケット内に入れて使用していたところ、大腿（だいたい）部にやけどを負った。
原告	やけどを負った男性
被告	携帯電話端末製造業者
原告主張	ズボンのポケットに携帯電話を入れた状態で、こたつに入っていたところ携帯電話が発熱し低温やけどを負った。
一審提訴日	平成17年6月2日（一審提訴） 平成19年7月18日（二審控訴） 平成22年4月26日（上告提起／受理申立）
裁判所	仙台地裁 → 仙台高裁 → 最高裁
原告請求額	545万円
補足	二審で221万円認容

ケース3　玩　具

　本件では、事故につながったとされるカプセル型玩具について「製品仕様が法規、または業界自主基準に準拠していても、実態として安全性が確保されているか？」という部分が争点となりました。一審では、幼児監督に関する両親の過失を認めたものの、カプセルの大きさや形状について「幼児の口に入って窒息を起こす危険性があった」と判断がなされ「大きさは国際安全基準を満たしていた」という被告企業の主張を退ける形となりました。最終的には和解となったものの、訴訟において「法規や業界自主基準への準拠が絶対的な抗弁になりえない場合がある」といった点を示唆する事例といえます。（表3参照）

表3：玩具にまつわるPL訴訟事例

事件概要	内部に人形等が入っているプラスチック製球状カプセルを2歳10ヶ月の男児が飲み込み、低酸素状態となり脳に重度の後遺症が残った。
原告	低酸素脳症を負った男児
被告	玩具製造販売業者
原告主張	カプセル型玩具を喉に詰まらせたことが原因で、後遺障害が発生し、寝たきり状態になった。
一審提訴日	平成18年1月17日（一審提訴） 平成20年6月3日（二審控訴）
裁判所	鹿児島地裁 → 福岡高裁 → 和解
原告請求額	1億798万円
補足	一審で2,626万円認容

食　品

ケース1　こんにゃくゼリー

　本件では、類似した危険性を持つ「もち」と比較した「公知の危険」や警告表示などが争点として挙げられています。最終的な判断は出ていませんが、製品そのものの特性自体に危険性が潜在しており、それが訴訟に発展してしまった事例といえます。こんにゃくゼリーに関しては、本件以外にも3件訴訟が発生しており、いずれも和解となっていることから、必ずしも「公知の危険」や「警告表示の実施」という抗弁が有効とは限らないといえます。（表4参照）

表4：こんにゃくゼリーにまつわるPL訴訟事例

事件概要	冷凍庫で保管していたこんにゃく入りゼリーを1歳9ヶ月の孫に与えたところ、喉に詰まらせて死亡した。
原告	死亡した幼児の両親
被告	こんにゃく製品製造販売業者
原告主張	ゼリーの硬さや弾力性が飲み込みにくいもので、さらに、大きさも喉をふさぐものだったことが事故の原因である。
一審提訴日	平成21年3月3日（一審提訴） 平成22年11月29日（二審控訴）
裁判所	神戸地裁 → 大阪高裁
原告請求額	6,241万円
補足	一審で請求棄却

※1 独立行政法人 製品評価技術基盤機構（NITE）による集計結果
※2 国民生活センター http://www.kokusen.go.jp/ncac_index.html
※3 製造物責任法 http://www.consumer.go.jp/kankeihourei/seizoubutsu/pl-jyobun.html
※4 本質安全設計とは、「危険源そのものを取り去る」「危険源と人を接触させない」等の思想に基づき、安全対策を製品設計の段階から盛り込むこと。

お詫びと訂正　小紙7月号に掲載された"初動対応見直しのポイント"原稿の依頼先会社名を「東京海上日動火災保険株式会社」と表記しましたが、正しくは「NKSJリスクマネジメント株式会社 コンサルティング部 企業第1グループ　菅谷 豊」です。関係者の皆様にお詫びし訂正いたします。

ケース2　健康食品

本案件では、輸入業者、販売業者、健康食品を紹介した雑誌社等が訴訟に巻き込まれました（ただし雑誌社に対しては製造物責任ではない）。一般的に製品安全に関する訴訟は「製造物責任」の責任主体である製造業者・輸入業者のみととらえられがちですが、実際は従来民法の不法行為責任や瑕疵担保責任、債務不履行責任等に基づいて、販売業者やその他の関連業者も訴訟に巻き込まれる可能性があるといえます。

また、本案件では、健康食品が問題となりましたが、例え天然素材であり、効能が緩やかであっても、人体に積極的に影響を及ぼすことを目的とした製品である以上、アレルギーや副作用といった危険性が潜在しているといえます。したがって、特に医師といった知識ある者の処方という形ではなく、不特定多数の一般消費者の手に直接渡る市販という形の場合、リスクは大きくなるといえます。（表5参照）

表5：健康食品にまつわるPL訴訟事例

項目	内容
事件概要	雑誌で紹介されていた健康食品（東南アジア原産植物粉末）を摂取したところ、吸器機能障害が発生。身体障害者等級3級に認定された。
原告	身体障害者となった母娘2名
被告	健康食品製造販売輸出入業者・健康食品販売業者・雑誌発行業者、名称使用承諾者（外国在住）
原告主張	製造業者には製造物責任法における責任があり、販売業者は危険性を表示せずに販売した。また、出版社は海外の健康被害を確認していなかった。
一審提訴日	平成16年8月23日（一審提訴） 平成19年12月10日（二審控訴） 平成21年3月13日（上告提起／受理申立）
裁判所	名古屋地裁 → 名古屋高裁（雑誌発行業者・名称使用承諾者和解）→ 最高裁（上告不受理）
原告請求額	1億886万円
補足	一審7,621万円認容、二審6,233万円認容

産業機械

ケース1　樹脂容器裁断機

本案件は、製造事業者向けに販売した産業機械にまつわる訴訟です。一般的に、こうした製品群において、メーカー視点では「プロ作業員が使うのだから大丈夫だろう」といった感覚になりがちですが、現実は訴訟リスクが潜在しているといえます。近年は製造現場にも非正規／外国人雇用も増えており、必ずしも使い方を熟知しているとは限らない環境にあります。また、作業効率の面で、どうしても操作の省略がおこなわれる場合もあります。

本案件では、そうした製品を使う側の実態に重きをおいた判断がされており、「熟練するにつれ作業効率を考え、機械を停止せずに作業をすることも予想される」「客観的に危険な行為であっても、予測範囲外の異常使用とはいえない」「機械装置側で積極的な安全対策が講じられていなかったことは欠陥といえる」等の指摘がなされました。

こうした製造現場の現状は、労働安全衛生にも反映されており、「労働安全衛生法第3条第2項※5」や「機械の包括的な安全基準に関する指針※6」を中心に、事業所に設置される産業機械に対して安全性を求めています。（表6参照）

表6：樹脂容器裁断機にまつわるPL訴訟事例

項目	内容
事件概要	樹脂容器裁断機の操作中に、コンベアと装置の間に頭部を挟まれ死亡した。
原告	死亡した女性の遺族
被告	裁断機製造業者
原告主張	裁断機は通常有すべき安全性が欠如していた。
一審提訴日	平成9年8月8日（一審提訴） 平成12年7月19日（二審控訴） 平成13年4月24日（上告提起／受理申立）
裁判所	浦和地裁 →東京高裁 → 最高裁（不受理）
原告請求額	5,712万円
補足	労働安全の観点で、事故が発生した容器加工販売業者も被告に挙げられた。一審では製造物責任部分は否定し1,492万円認容。二審では、製造物責任も肯定し2,408万円認容。

設　備

ケース1　エレベーター

本案件では、製造業者以外にも、設備管理業者や保守管理業者なども訴訟に巻き込まれています。一般的に設備分野の製品では、適切な管理や保守がセットになって、安全性が維持されるものが多いことから、こうした製品群では、万が一、重大な製品事故が発生した場合、管理業者や保守／メンテナンス業者も訴訟に巻き込まれる恐れがあるといえます。

なお、訴訟までには至らなかったものの、過去には、エスカレーターや遊園地のアトラクション設備などといった移動設備において、重大な製品事故が報告されています。（表7参照）

表7：エレベーターにまつわるPL訴訟事例

項目	内容
事件概要	エレベーターから降りようとしたところ、扉が開いたまま、乗車していたかごが突然上昇したため、かご床面と建物出入り口上部枠に挟まれ死亡した。
原告	死亡した少年の両親
被告	エレベーター製造販売業者・保守管理業者・設備管理業者・地方公共団体・公共賃貸住宅管理業者
原告主張	扉が開かないなどの問題が頻発しており、欠陥があったのは明らかだったにもかかわらず、改善、補修などの適切な処置を取らなかった。
一審提訴日	平成20年12月12日
裁判所	東京地裁
原告請求額	2億5,000万円
補足	本事故に関連し、別訴訟において、地方公共団体が「エレベーター交換費用などの損害を被った」と主張、エレベーター設計会社、エレベーター製造会社、保守管理会社2社に対し、13億8,419万円の請求を行っている。

特殊製品

ケース1　ヘリコプター

本案件は、行政機関に納めた特殊な製品にまつわる訴訟であり、行政機関が原告として、民間企業を被告に挙げたことに特徴があるといえます。一般的に防衛や宇宙／海洋開発など、最先端技術を駆使する分野の製品では、要求仕様が行政機関によって詳細に定められていることから、民間企業としてはこうした訴訟リスクは低いととらえがちです。しかし、万が一、重大な製品事故発生の場合は、製造物責任法に基づいた賠償請求が行われる恐れがあるといえます。（表8参照）

表8：ヘリコプターにまつわるPL訴訟事例

項目	内容
事件概要	対戦車ヘリコプターがホバリング状態から突然エンジン出力を失ったため、7.5メートルの高さから墜落し、機体下部等を損壊、乗員2人が重傷を負った。
原告	国
被告	航空機等製造業者
原告主張	燃料の制御装置内で部品が脱落し、エンジンへ供給される燃料が急減したことが事故原因であった。
一審提訴日	平成18年6月9日
裁判所	東京地裁
原告請求額	2億8,073万円

❸ 国内PL判例に見る傾向

国民生活センターの調べでは、第一審の原告勝訴が36件、原告敗訴が37件、和解は37件であり、「原告勝訴」「原告敗訴」「和解」がほぼ同数で拮抗した状態となっています。また、控訴審では、控訴48件のうち、原告勝訴が14件とされています。こうした現状はPLリスクが高いとされる米国と比較し、必ずしも企業にとって厳しい状況とはいえません。しかし、消費者団体等には「製造物責任法の改正」により対象物の拡大や責任期間の延長、懲罰賠償制度導入などを求める動きもあり、今後、企業を取り巻く製造物責任は、次第に厳しくなっていくことが予想されます。

❹ おわりに

現在、市場にはさまざまな製品であふれており、企業も消費者の多様なニーズに応えています。しかし、ひとたび、消費者との信頼関係が崩れると企業経営に大きな影響を及ぼすことになります。したがって、訴訟リスクへの備え（ヘッジ）はもちろんですが、根本的な製品安全への取り組み強化も重要なポイントであるといえます。

※5 平成18年4月1日に「改正労働安全衛生法」が施行
http://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-1/hor1-1-1-1-0.htm
※6 http://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-48/hor1-48-36-1-0.htm

注）本稿で取り上げたPL訴訟事例は、国民生活センター等で公表されている情報をベースに作成しております。

お客様紹介広場

株式会社わかさ生活

所在地	〒600-8008 京都市下京区四条烏丸長刀鉾町22
創業	平成10年4月23日
資本金	1,000万円
代表者	代表取締役社長　角谷 建耀知
従業員数	506名
事業内容	サプリメントの研究開発、委託製造及び販売等
URL	http://www.wakasa.jp/

株式会社わかさ生活様は、京都市に本社を置くブルーベリー等を素材としたサプリメントを主力商品とする健康食品･化粧品の販売を全国展開されている目の総合健康企業です。1998年に創業し、ブルーベリーサプリメント『ブルーベリーアイ』が誕生。『ブルーベリーアイ』は代表の角谷氏がご自分と同じように目で悩んでいる人のためにも最高の商品を作りたいと、目に良いといわれる成分をすべて1粒に配合した商品で、現在では240万家族のお客様にご愛飲されています(2011年8月現在)。

『ブルーベリーアイ』

また、同社は社会貢献活動にも積極的に取り組まれており、東日本大震災の支援としても「ビタミン」「カルシウム」のサプリメント10万4千袋を支援。栄養バランスを保ちにくい被災者の健康面をバックアップされています。また義援金及び災害ボランティア活動費としても3億円を支援。さらには、未来を担う若者の雇用を通じて被災地の復興に協力できればとの考えから、震災により内定取り消しを受けた新卒者を中心に、就業が困難になった方の雇用支援も実施され、現在12名が入社しています。また先日の紀伊半島豪雨被害地域へも支援を行われました。

『わかさの秘密』では
カラダの年齢チェックもできます。

新しいことにもチャレンジし続ける同社は、この9月には消費者に健康成分のことを詳しく紹介する日本一の成分情報サイト「わかさの秘密」(http://www.wakasanohimitsu.jp/)を開設されました。

同社は「ブルーベリーで世界一」「サプリメント業界品質No.1」を合言葉に、これからも本当に良いものだけをお届けする企業であり続けることを目指されています。

シリーズ1

リスク・マネジメントと企業経営

その62

日本リスクマネジメント協会理事長 慶應義塾大学 名誉教授　前川 寛

原子力の安全性

東日本大震災の一連の出来事、すなわち地震、津波、福島第一原子力発電所事故の中でも、原子力発電所の事故は原子力の安全性に対する考え方を世界的に再考させることになった。そのうち、ひとつの関心は福島第一原子炉の設計そのものに集まっている。Risk Management誌5月号(p.24-25)によれば、この40年前のGeneral Electric Mark 1は沸騰水型原子炉として知られている。この方式は冷却装置が機能しているかぎり安定しているが、ポンプが機能しなくなり炉心が溶解したときには、爆発、火災、そして一部または全部のメルトダウンを引き起こす。そして、すでに1970年代初期に、Mark 1の抑制方式は十分なものではないとして批判されていたという。福島第一原子炉の爆発はこのような恐れが現実のものとなったわけである。

メルトダウンの可能性が示唆されたのは震災後2ヶ月が経過してからのことであった。情報社会でありながら、当事者である東京電力、そして政府の対応はこれでよかったのだろうか？ 今なお原子力発電所が運転中であるかぎり、原子力事故発生時の危機管理の検証と具体的な対策の確立が必須である。

震災発生から5ヶ月が経過したが、放射能汚染がどこまで広がるのかさえ定かではない。

シリーズ2

ワールド事例研究　プラント事故事例　その9

技術鑑定人　森　勝則

酸素ガス発生装置の吸着槽にアルミナ漏れが発生

台湾で酸素ガス発生装置の完成試運転中に、吸着槽排気管内にアルミナの流入が発生した。調査の結果、吸着槽内最下層の多孔板とタンク内壁の溶接が不完全で隙間が発生していた。酸素ガス発生装置はA社の納入であるが、吸着槽は客先が発注した現地業者の製品である。システム全体はA社が設計し、客先との間にはスーパーバイザー契約があるため、現地業者施工分に対してもA社に責任があると主張された。

▶事故原因と損害賠償責任

調査の結果、吸着剤漏れが発生した吸着槽には、吸着槽底部の多孔板と胴板との溶接不良個所があり、吸着剤漏れ防止用金網の製作寸法にミスがあり、現地業者の製作ミスが明らかなケースである。

当該吸着槽は客先が現地業者に発注した物であるが、客先とのスーパーバイザー契約により、A社の完成検査終了後に吸着剤を充填する手順となっている。

完成検査の際に6槽中3槽に不具合を発見して手直ししたが、他の3槽には異常が確認できなかった。今回の吸着剤漏れは異常なしと判断した3槽の1つであり、A社の完成検査ミスによる損害賠償責任が問われたケースである。

▶吸着槽が保険の目的に含まれるか

請負契約書のSUPPLY　LISTには吸着槽6基が明記されており、客先の支給品（LOCAL PORTION）であることは明らかである。保険金額¥829,900,000にはLOCAL　PORTION ¥45,000,000が含まれているため、当該吸着槽が保険の目的に含まれると判断した。

▶組立保険の有無責判断

1）請負契約上の賠償責任

請負契約のSUPERVISORY　SERVICE条項には、客先支給品に対しても、吸着剤の注入準備が整った時点からスーパーバイザー責任を負うことが明記されている。従って、請負契約ではA社の完成検査ミスによる損害賠償責任は免れられない。

2）保険契約上の担保責任

SUPERVISOR'S　RISK担保特約第1条には、保険の目的に生じた不測かつ突発的な事故を担保することが明記されているが、第2条には外国製機器の設計製作上の欠陥による当該機自体の損害を免責としているため、本件は無責と判断した。

こんにちは。岡山支店の田口です。この原稿を皆さんが手にしているころ、私はスタイリッシュな体形になっていることでしょう。突然ですが、今年もダイエット宣言です。今年もということは…はい、昨年もしました。約10kg近く身体を絞り目標は達成しましたが、気の緩みか年のせいかほぼ元の体重近くまで戻ってしまいました。そこで再度決意表明したわけです。体重管理も自己管理の一つと聞こえはいいですが、単純に女性にモテたいだけかもしれませんね（笑）。

方法は基本!?に忠実に「運動」と「ちょっとした食事制限」だけです。ひたすら走って歩いてカロリー消費して、バランスよく夜は控えめに!　何においてもそうですが、コツコツと粘り強く続けることが大切です。某有名プロレスラーの言葉で「闘魂とは己に打ち勝つこと。そして、その戦いを通じて、己の魂を磨いていくこと」とありますが何か相通じるものがあるのではないでしょうか?　それでは皆さん、次回お会いするときをお楽しみに。

ワールドインシュアランスブローカーズ株式会社（岡山）
田口 孝

米国駐在員 野田 節子

ソーシャル・メディアの利用とリスクマネジメント

ソーシャル・メディアの利用者が増えている。今年初めフェイスブックの利用者は5億人に達した。他のソーシャル・メディア、例えば、ツイッター、ユーチューブ、マイスペース、リンクトイン等の利用者も急増している。利用者は個人だけではない。企業もこれらのメディアを新しいマーケティング手法として活用している。これらメディアの利点を挙げよう。

まず、X世代（1964年～1974年生まれの世代）やY世代（1975年～1989年生まれの世代）にアピールするためにソーシャル・メディアは欠かせないということだ。若い世代を引き付けるには従来のマーケティング手法（新聞、雑誌、TV）では間に合わない。自身のプライバシー（実名や趣味）を公開することを厭わない若者にとって、ソーシャル・メディアは、効果的なコミュニケーション・ツールである。

ソーシャル・メディアでは‘リアルタイム’で情報が掲示される。そして、掲示された情報に対し、‘リアルタイム’に書き込みができる。すなわち、従来のマーケティング手法（企業が一方的に情報を送る）とは異なり、企業と顧客との関係を‘個人的な相互の付き合い’に変えるのである。それも即時に、である。ウェブサイトに顧客の賞賛やコメントのビデオ映像を掲示している企業も多い。顧客が宣伝に寄与しているということだ。顧客は、企業に対し、商品やサービスについて個人的な提言をすることによってその企業との関係をより近しいものに感じるようになるのかも知れない。

フェイスブックやビデオでの宣伝が、どれほどの成果をもたらしているのか、さらに、どの程度売上につながっているかについての統計数字があるわけではない。企業としては最も効果的な手法を知るために、さまざまなソーシャル・メディアを試しているのであろう。顧客や見込み客との関係構築のために、どの程度、個人的な情報交換を行うべきか、また、ビジネス上のつながりに重心を置くべきなのかなど、社内で話し合いを行っている企業も多い。とにかく、これらソーシャル・メディアの利用は無料なのである。TV、ラジオ、新聞、雑誌に多額の金を費やして、宣伝広告を行ってきた企業にしてみれば、無料のメディアを活用しない手はない、といったところであろう。しかし、ソーシャル・メディア利用によるリスクを知っておかなければならない。

ソーシャル・メディアが生むリスク

ソーシャル・メディアは法人や個人に、著作権侵害、名誉毀損、プライバシーの侵害などに起因する賠償責任をもたらす危険性がある。ソーシャル・メディアの利用者は、企業であれ、個人であれ、情報を公開するという点において、‘出版社’とみなされる。そのためコピーライト侵害や商標侵害などのリスクにさらされているのである。プロのジャーナリストは、そのような賠償責任リスクについて熟知しているが、素人は、例えば、他人のブログやコメントの中から一部をコピーしながら、出典について記載しないことがある。それはコピーライトの侵害となる。これらのリスクに対して、一般賠償責任保険はカバーしていない。企業は『メディア賠償責任保険』を購入するとよいだろう。メディア賠償責任保険は人権、著作権、商標侵害、名誉毀損などに起因する賠償責任に対応する。個人の場合はホームオーナーズ保険（日本の住宅総合保険に類似している）の免責条項を調べ、さらに、アンブレラ保険（上乗せ賠償責任保険）を付保するとよいだろう。

結局、多くの人がソーシャル・メディアの使い方やルールを理解していない。保険を付保するだけでは十分ではない。リスクマネジメントを実施することが重要である。ブローカーも保険会社もさまざまなリスクマネジメント手法の提案をしている。一度、御社のブローカーや保険会社に相談することをお勧めする。

米国駐在員事務所
SGN Pacific Insurance Brokerage, Inc.
3146 Oak Road, #403
Walnut Creek, CA 94597, U.S.A.
Tel:925-932-4088 Fax:925-932-8602
mailto:info@sgnpacific.com
http://www.sgnpacific.com/

“ワールドインシュアランスグループ”は、生・損保代理店部門、ブローカー部門共々サービスの充実に努めてまいります。

会社	拠点	住所	TEL	FAX
ワールドインシュアランスエージェンシー株式会社	東京	〒103-0023 東京都中央区日本橋本町 1-4-12	TEL 03-3273-6541	FAX 03-3273-6588
	大阪	〒541-0045 大阪市中央区道修町 3-4-11	TEL 06-6201-3121	FAX 06-6222-1967
	神戸	〒650-0024 神戸市中央区海岸通 5	TEL 078-391-8710	FAX 078-331-9239
ワールドインシュアランスブローカーズ株式会社	東京	〒103-0023 東京都中央区日本橋本町 1-4-12	TEL 03-3273-6551	FAX 03-3273-6590
	大阪	〒541-0045 大阪市中央区道修町 3-4-11	TEL 06-6222-7701	FAX 06-6222-7700
	岡山	〒700-0826 岡山市北区磨屋町 10-20	TEL 086-222-2130	FAX 086-222-2195
	福岡	〒812-0011 福岡市博多区博多駅前 4-3-3	TEL 092-292-5196	FAX 092-292-5197
ワールドインシュアランスホールディングス株式会社	東京	〒103-0023 東京都中央区日本橋本町 1-4-12	TEL 03-3273-6586	FAX 03-3273-6588
	大阪	〒541-0045 大阪市中央区道修町 3-4-11	TEL 06-6222-1966	FAX 06-6222-1967

■2011（平成23）年10月発行 ■ワールドインシュアランスエージェンシー株式会社 ■編集人 泉 能之 ■〒541-0045 大阪市中央区道修町3-4-11 TEL 06-6201-3121 FAX 06-6222-1967